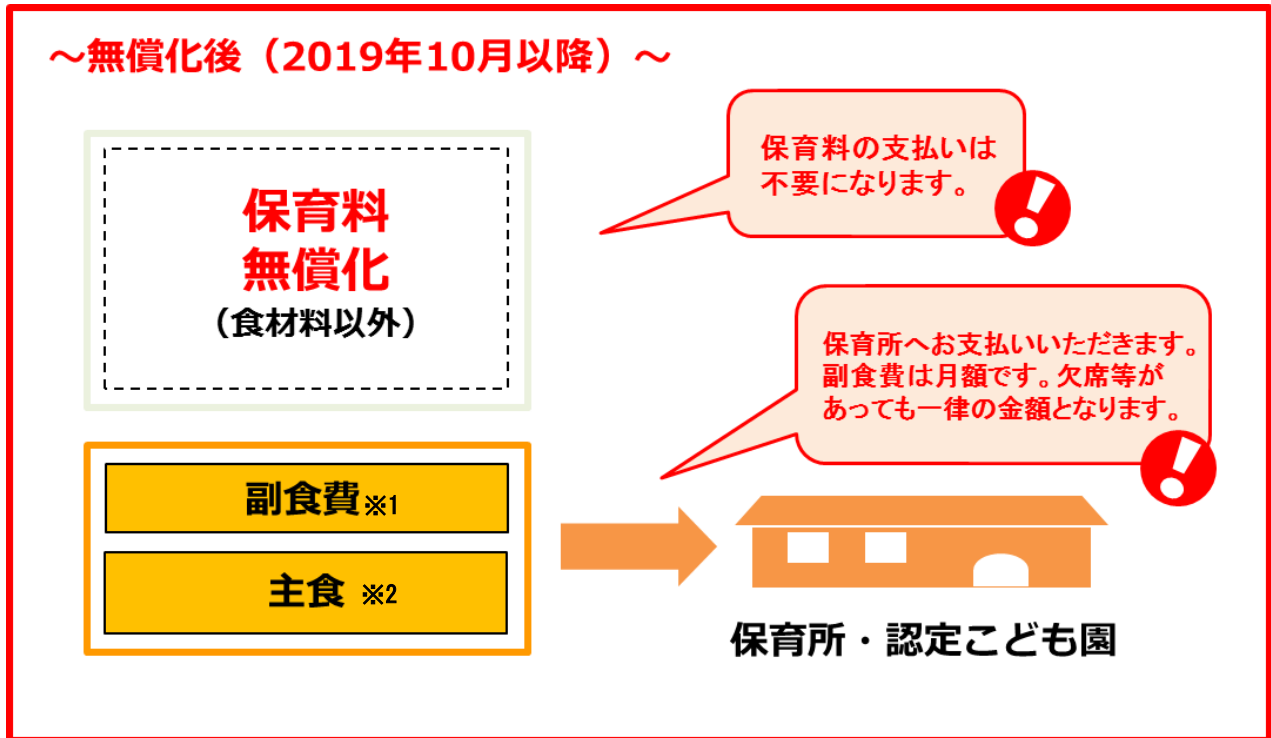


● 3～5歳クラスの児童の給食費（主食費・副食費）について

10月より、3～5歳クラスの児童の保育所等の利用料が無償化されますが、保育所の給食材料にかかる費用（主食費・副食費）については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用であることから、保育所等を利用する保護者が負担することが原則となっております。無償化後も引き続き、主食費、副食費ともに保護者の皆様のご負担となります。



※1※2 副食費の金額や主食の取扱いについては、施設により異なります。各施設にお問い合わせください。

★保育所等の3～5歳クラスに在園かつ①または②に該当する方は、副食費分が免除されます。

① 年収360万円未満相当世帯の子ども

（年収360万円未満相当：1号認定子どもは、市民税所得割額合算77,101円未満（D5階層の一部）。  
2・3号認定子どもは、ひとり親世帯等の要保護世帯の場合は、市民税所得割額合算77,101円未満（D5階層の一部）。要保護世帯でない場合は、57,700円未満（D4階層の一部））

② 所得階層に関わらず、第3子以降の子ども

（認可保育所、学校教育法第1条の幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通園部、児童発達支援及び医療型児童発達支援に在籍している就学前のきょうだい（1号認定子どもは小学3年生まで該当）を上から順に数えます。）

※ 副食費の免除のための申請は必要ありません。該当者には、入所後に通知にてお知らせいたします。